

平成 29 年 9 月 6 日

各 位



オランジュ株式会社

太陽光発電みなし認定事業者様のための「改正 FIT 法対応」支援サービスを開始

太陽光発電の O&M サービスを提供するオランジュ株式会社（本社：神奈川県横浜市西区平沼 1 丁目 2-24、代表取締役社長：清水拓也）は、改正 FIT 法に対応した相談・申請支援サービスを 9 月 1 日より開始いたしました。9 月 30 日に申請期限が迫る事業計画認定申請について、申請手続からその後の運用まで一連のご支援をいたします。

●太陽光発電みなし認定事業者様のための「改正 FIT 法対応」支援サービスの Web サイトを開設

2017 年 4 月に運用開始した改正 FIT 法により、旧制度で設備認定を取得している事業者様（みなし認定事業者様）もあらたに「事業計画認定」を取得する必要があります。物件や状況によって対応内容は異なります。対象物件かどうか、申請内容について、Web サイトから無料で相談が可能。申請手続からその後の運用まで、ご希望に応じてご支援いたします。

<支援サービス Web サイト>

http://om-range.co.jp/lp_kaiseifit/

●対応の流れ

- 1：Web サイトからお問い合わせいただきます。
- 2：担当者がご連絡し、物件に応じた対応内容をご案内いたします。【ここまで相談無料】
- 3：（必要ありましたら）申請で必要な情報をお聞きし、事業計画申請をお手伝いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

オランジュ株式会社

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼 1 丁目 2-24 横浜 NT ビル 1F

TEL 045-900-1455 MAIL info@om-range.co.jp <http://om-range.co.jp/>

●サイトイメージ


太陽光発電みなし認定事業者様のための「改正FIT法対応」支援サービス
[お問い合わせ](#)

相談無料！

お持ちの太陽光発電施設を
改正FIT法に対応させるための
「事業計画認定」申請を
お手伝いします！

2017年4月に運用開始した改正FIT法により、
旧制度で設備認定を取得している事業者様（みなし認定事業者様）も
あらたに「事業計画認定」を取得する必要があります！
オランジュ株式会社申請書類からその後の運用まで
しっかりお手伝いいたします。

**申請締切
9月30日！**
申請お済みですか？

**手続きが完了しないと、
認定取消・売電停止の
可能性も！**

対応が必要な「みなし認定事業者」とは？

2017年3月31日までに旧制度で認定を取得し、電力会社と接続契約を締結している事業者様

すでに売電を開始していても「事業計画認定」が必要です！

これから認定取得する事業者様・接続契約を締結する事業者様は
対応内容が異なりますので、別途お問い合わせください。

最終更新日：2017年8月18日
本ページの情報は最終更新日時点の情報を基にしています。



**いよいよ、2017年4月に
改正FIT法の運用が開始。**

制度変更により、旧FIT制度で認定取得し、売電している事業者様も
「事業計画認定」をあらたに取得する必要があります。

メンテナンス計画を含む事業計画認定の申請手続きを、太陽光発電O&M
のバイオニア・オランジュがお手伝いいたします。

相談無料で受付中！

[お問い合わせ](#)

✓改正FIT法に対応するためにしなければならないこと

申請期限は 2017 年 9 月 30 日！
資料不足による再申請なども考えて、できるだけ早めの対応をお願いします！

 事業計画の提出 経費発生後に、事業計画を提出し、認定を受ける必要があります。	 メンテナンス実施 メンテナンス計画を作成し、定期的に実施する必要があります。	 標識の掲示 20kW以上の設備の場合※設置する場合のみ	 フェンスの設置 ※設置する場合のみ
---	---	--	--

※設備の状況によって対応内容が異なりますので、まずはお問い合わせください。

以上